

栗東市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和2年1月31日付けで提出された栗東市職員措置請求について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月27日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

栗東市職員措置請求にかかる監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨（原文のとおり）

栗東市長 野村昌弘は、「子育てのための12か条」チラシを市民全戸に配布することを企図して、その印刷費用として、令和元年8月26日に㈱スマイ印刷工業に145800円を支払った。

このチラシの内容については、令和元年6月17日と平成28年7月4日の2度にわたり男女共同参画社会基本法に違反する恐れがあるとして、住民監査請求が出され、そのいずれも棄却されたものの次のように監査結果が出ている。

第1回目の監査結果

「一方で、請求人が主張する「男女共同参画社会」づくりについての職員の研鑽と、現代社会における多様な事実に着目しての公的広報に求められる十分な配慮については、一般的な指摘としては傾聴すべきものがあり、貴重な市民の意見として、栗東市長に監査内容を含め報告することとする。」

第2回目の監査結果

「なお、メディアにおける情報や表現は、多くの人々の目に触れることから、人々の意識形成に大きな影響を与えることになる。今回の本件チラシ等の印刷、配布が、違法、不当には当たらないとはいえ、意識せず言葉や表現を繰り返し使うことにより人々に無識のうちに固定的な男女の役割やイメージを浸透させてしまうことに繋がる可能性があるという請求人の意見に対しては、真摯に受け止めるべきである。公的な広報等は、公共性や信頼性が高く特に配慮が必要であり、作成に当たっては表現のあり方に常に敏感でいることが求められる。市職員は、日頃から男女共同参画基本法が目指す『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』の実現が行政の責務であることを自覚するととも

に、ジェンダーだけではなく様々な人権に対する感覚も磨き、職務に当たられるよう努められたい。」

ところが、今回のチラシ全戸配布にあたって、指摘されていたジェンダーにかかわるチラシの内容上の問題について、全戸配布するに先立って、生涯学習課内部においても、「子育てのための12か条推進会議賛同団体」においても全く検討されなかったことは、添付した情報公開資料からも明らかである。

これは、「貴重な市民の意見」「真摯に受け止めるべき」という、2度にわたる監査委員による監査結果を完全に無視する行為であり、栗東市長 野村昌弘の怠慢であるばかりでなく、地方公務員法（サービスの根本基準）第三十条（すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。）に違反していると言わざるを得ない。

言うまでもないことであるが、違法でなければ何をやってもよい、という主張は暴論であり、日々少しでもよい行政の在り方を目指すのが公務員の責務であろう。そして全戸配布というこれまで以上の宣伝を行うに当たっては、これまで指摘されてきた、このチラシの問題点を関係者全員に開示し、慎重に再検討する必要があったことは明らかである。

よって、栗東市長 野村昌弘に対して以下の諸点を勧告されたい。

- ① 「栗東市子育てのための12か条」のチラシを回収して処分すること。
- ② 印刷にかかった費用を栗東市へ弁償すること。
- ③ このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すること。
- ④ よりよい行政につながる住民監査請求の意義を認め、市民の意見に真摯に耳を傾けることを誓約すること。

2 請求人

栗東市 早川洋行

3 請求のあった日

令和2年1月31日

第2 請求書の受理

本件請求は、令和2年1月31日に提出され、同日受付け、令和2年2月7日に地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和2年2月17日に陳述の機会を設け、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

2 関係職員の事情聴取

「栗東市子育てのための12か条」の作成・印刷に係る対象機関を栗東市教育委員会生涯学習課とし、令和2年2月17日に関係職員から事情聴取を行い、作成経過等の確認を実施した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性もしくは不当性についての請求人の主張の要旨

- (1) 栗東市教育委員会が作成・印刷した「栗東市子育てのための12か条」のチラシ（全戸配布用のもの。以下「本件チラシ」という。）について、監査委員が平成28年9月2日の監査結果（以下「前々回の監査結果」という。）および令和元年8月8日の監査結果（以下「前回の監査結果」という。）において、「貴重な市民の意見」「真摯に受け止めるべき」という意見を付していたにもかかわらず、全戸配布というこれまで以上の宣伝を行うに当たり、これまで指摘されてきたこのチラシの問題点を関係者全員に開示し、慎重に再検討をせず全戸配布したことは、市長の職務怠慢である。
- (2) 当該行為が、地方公務員法第30条に規定されているサービスの根本基準としての職務専念義務の規定に違反している。栗東市が男女共同参画基本法の趣旨に則り、男女共同参画社会づくりの実現に向け、問題点を十分に検討しないまま本件チラシを印刷配布したことは、男女共同参画の視点から極めて問題の多いことから回収して処分するとともに、本件チラシの印刷に要した費用は栗東市へ弁償すること。
- (3) 栗東市は、このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すること。
- (4) 「栗東市子育てのための12か条」の推進に係る取り組みについては、本件チラシのデザインに問題点もあるが、この取り組みそのものが、善意の市民を巻き込んだ自己満足、税金の無駄遣いであり、行政が取り組むべきことを棚に上げて、「上から目線」発想で市民を啓蒙しようとしており、戦前の「修身」と同様の思想が根底にある。

以上の理由から、本件チラシの印刷費用の支出は、違法又は不当な公金の支出であると主張されていると解されるので、以下これについて判断する。

2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった本件チラシの作成、印刷について、監査対象機関である栗東市教育委員会生涯学習課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

- (1) 本件チラシについては、「栗東市子育てのための12か条」における推進の趣旨である「子どもたちが道徳心の豊かな子どもとして、また、いじめや問題行動を起こさずに、自己の可能性を伸ばしていける子どもとして成長できるように、学校、家庭及

び地域が連携した取り組みを行うため」に作成されたものであり、「栗東市子育てのための12か条」推進会議（以下「推進会議」という。）において、継続して普及、推進に取り組まれているものである。

- (2) 本件チラシの内容としては、子どもやその周りの大人に対して、家庭や地域社会の中で、人としての基本や社会性を身につけることの重要性と在り方を分かりやすく伝えることを目的に、標語、説明文及びイラストを用いて表現しているものである。本件チラシについては、市の広報紙である「広報りっとう 令和2年1月号」への折り込みチラシとして印刷されたものであるが、内容については、平成31年1月、令和元年5月に作成、配布されたチラシ・ポスターからの変更点はなく、同じ内容となっている。
- (3) 平成28年7月4日および令和元年6月17日付のいずれの住民監査請求でも請求人の主張に理由がないものとして請求が棄却されており、令和元年10月23日開催の推進会議において、前回の監査結果の報告と本件チラシの全戸配布についての協議を行い、令和元年11月20日の栗東市総合調整会議で本件チラシの全戸配布および広報掲載について報告し了解を得た。
- (4) 市は、男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画や女性躍進について学び、男女共同参画に関する見識を深めるため、令和2年1月29日および令和2年1月31日の両日に管理職を対象に職員研修を開催した。
- (5) 本件チラシは、栗東市教育委員会生涯学習課職員により令和元年5月30日に145,800円を負担する旨の支出負担行為が行われ、令和元年7月31日に支出命令が発出され、当該費用が令和元年8月26日に支出されており、財務会計上の手続きについては、法令に基づき適正に執行されていることを確認した。

3 判断

- (1) 前々回の監査結果及び前回の監査結果において、いずれも措置請求については理由がないものとして棄却されたものである。また、それぞれの監査結果に付記した意見も行政機関が広報活動を行う上で配慮すべき一般的な事項として、これが職員の職務執行に生かされることを期待し見解を述べたものであり、本件チラシの内容等に請求人が主張する問題点が存しその再検討を要するものではない。したがって、監査委員の意見を受け本件チラシの内容修正がされていないからといって違法、不当であるとは言えない。また、本件チラシの全戸配布の方法による啓発についても、市長の裁量権の範疇といえる。
- (2) 本件チラシについては、前回印刷したチラシ・ポスターの内容からの変更はされていないことから、前回の監査結果において棄却したチラシと同内容のものが全戸配布されており、問題のないものである。
- (3) 地方公務員法第30条の規定については、職員のサービスの根本基準として、「職員が職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」ことを定めている。この規定が地方公務員法第30条において定められていることは、これがサービス全体を通じる基本原理となっているからであり、この規定自体は精神的ないし倫理的規定と解されている。この規定に違反する具体的な行為とは、地方公務員法第32条に

において規定されている法令等及び上司の職務上の命令に従う義務や地方公務員法第35条で規定されている職務に専念する義務における服務違反規定に抵触した場合に限られ、本件チラシを全戸配布するに当たっては、推進会議で前回の監査結果の説明と協議を行い、印刷に係る契約について市財務規則等を遵守して執行され、栗東市総合調整会議においても了解を得て配布されており、問題ないものと言える。

- (4) 本件チラシの印刷費用の支出については、支出負担行為決議書、支出命令書等を確認したが、いずれも適正に処理されており、財務会計行為自体についても、違法、不当性はないものと認められる。

第5 結論

以上のことから、請求人の主張に理由がないものとして、これを棄却する。